

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年6月3日（木）11:00～11:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学法務研究科教授
委員	本間 正義	西南学院大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

庄司 裕宇 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長

<事務局>

山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
井上 卓己 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 「農泊」推進のための簡易宿泊施設の設置促進等について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループを開催したいと思います。

本日のテーマは、「『農泊』推進のための簡易宿泊施設の設置促進等について」ということで、農林水産省に御参加いただいております。本日はお忙しいところ、どうもありがとうございます。

本日、資料につきましては、事務局と農林水産省から御提出いただいております。資料、議事とも公開ということで承知しております。

本日の流れをまず事務局から説明いたしまして、その後農林水産省に御説明をいただき

まして、その後、先生方の議論に移っていただきたいと考えております。

よろしければ、八田座長から議論の進行をお願いしたいと思います。

○八田座長 おはようございます。

今日はお忙しいところ、お越しくださいますとどうもありがとうございました。

それでは、最初は事務局からの説明をお願いいたします。

○井上参事官 失礼いたします。内閣府地方創生推進事務局参事官の井上でございます。

それでは、私のほうから、まずこれまでのワーキンググループでの農地転用についての検討経緯を御説明させていただきたいと思います。

農地転用につきましては、昨年12月に農家レストラン併設型簡易宿泊施設の農用地区域内の設置について議題として議論されました。資料につきましては、資料の1ページ以降にございますが、これに基づきまして議論をされましたが、その後、昨年12月21日の国家戦略特区諮問会議において、追加の規制改革事項として農泊推進のための簡易宿泊施設の設置促進等として、一つは地域再生法に基づく地域計画において、対象となる地域農林水産業振興施設に簡易宿泊施設が含まれることを明確化すると。これを令和2年度内に講じていただくということ。さらに2番目として、多様な農地利用等のための施策について、農泊等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、今年度内に結論を得て所用の措置を講ずるということが盛り込まれたところでございます。

また、本年2月には、長年懸案となっておりました新潟県小千谷市、長岡市から提案のあった錦鯉特区、錦鯉育成のための養鯉池への農地活用等について議論されまして、農林水産省から養鯉池を含む養殖池について一定の要件を満たすことで農地の一時転用を可能とするとの方向性が示されたところでございます。これも本年3月に措置されているものと承知しております。

資料の7ページは、その際委員から提出された資料でございますが、農地転用につきまして様々対応が取られていて、若干個別の要望に応じてパッチワーク的に対応しており、包括的、整合的な対応がなされていないのではないかと指摘もあったところでございます。

本日は、当方で出した資料の詳細についての説明は割愛させていただきますが、今申し述べたような、このようなワーキンググループでの検討経緯等を踏まえまして、農泊推進のための簡易宿泊施設の設置促進など多様な農地利用等のための施策について、農山漁村の活性化施策と併せて、農林水産省において検討されてきた現時点での検討内容について、まずは農林水産省から御説明があると聞いておりますので、それに基づいて検討いただければと思っております。

以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、農林水産省の庄司課長から検討状況の御説明をお願いしたいと思います。

○庄司課長 皆様、よろしくをお願いいたします。農林水産省の農村振興局農村計画課長の

庄司でございます。

それでは、画面共有で御説明をさせていただきます。

まず資料の1ページをお願いいたします。1ページは、先ほど井上参事官からもお話がございましたが、昨年12月の特区諮問会議の決定における位置付けということでございます。二つございまして、農泊を推進するため、地域再生法に基づく農地転用許可の特例の対象となる地域農林水産業振興施設でやれるわけですが、それに簡易宿泊施設が含まれることを明確化するための措置を令和2年度内に講じ、速やかに周知をするということ。もう1点は、また、多様な農地利用等のための施策について、農泊等の農山漁村の活性化施策と併せて幅広く検討し、令和3年度内、今年度内に結論を得て、所要の措置を講ずるということでございます。

続いて、2ページでございます。先ほどの二つの措置事項のうち、1点目の事項ですが、3月18日付で地域再生法のガイドラインを改正いたしまして、御提案のような簡易宿泊施設が地域農林水産業振興施設に該当するということを明確化させていただきました。改正前は体験施設と農林漁家民宿というのは挙がっていましたが、そこに地域資源を活用した食事、農林漁業体験等を提供する簡易宿泊施設を含めるということを明確化しております。

続いて、3ページでございます。ここからは2点目の説明に入ります。昨年3月に、農政の展開方向を決める基本計画でございます食料・農業・農村基本計画の見直しを行いまして、農村振興施策のところにつきましては、「しごと」、「くらし」、「活力」という3本柱の打ち出しをしております。

そのうち、農村に人が住むためには所得や雇用機会が必要だろうということで1本目に据えているわけですが、そこで、②のところを赤い文字にしていますが、地域資源を活用した事業の創出を進めていこうということで、農村発イノベーションと呼んでいますけれども、そういうものの位置付けをしております。

4ページをお願いします。農山漁村発イノベーションというのはどういうことかということでございますけれども、左側のほうに図がありますけれども、これまでは所得、雇用機会ということで言いますと、農業の分野では6次産業化を推進してまいりました。農林水産物を使って、食品分野と組み合わせて加工や販売をして付加価値を付けていこうという取組を推奨していたわけですが、考えてみると、農山漁村にはもっともって色々な地域資源がある。これを色々な分野と組み合わせて、地域資源を活用した地域内発的な事業を推進することが地域の活性化につながるのではないかと考えたのもとに、農山漁村発イノベーションというものを推進していこうと打ち出しています。

それで6次産業化をやっていたわけですが、最近ではぼつぼつ6次産業化の外側に色々な取組が出てきております。農家レストランの話もありますし、農泊の話もございます。農福連携、再エネといったものが出てきていますので、こういう取組をもっともって色々な形で幅広く進めていったらいいのではないかとということで打ち出しをしております。

す。

右側に、支援策を検討して、投資の促進だとか情報交換のプラットフォームの構築、あるいは情報通信環境の整備といったことを通じて支援をしていくということを打ち出しております。

5 ページをお願いします。基本計画は大きな方向性を示す計画ですので、具体的な政策をどうするかというのは、その後検討してきています。そこにありますような二つの検討会を設けまして、昨年5月から新しい農村政策の在り方に関する検討、長期的に土地利用をどうするかという検討をしてきておるところでございます。

6 ページをお願いします。その検討会の中で、農泊等、あるいはもうちょっと広く農山漁村発イノベーション施設の整備の促進などについて御意見を伺う機会を設けてまいりました。この検討は、これまでの議論を踏まえて、5月19日に中間取りまとめ案の審議しております。中間取りまとめは、今はまだ調整中なのですが、近く公表する予定であります。

その中間取りまとめの中身を若干御紹介したいと思います。

検討会における主な指摘ということでございますけれども、農山漁村発イノベーション施設については、農業上の土地利用と十分に調和を図る必要があるということですが、十分な調整が行われれば、早期の効果発現のために迅速な手続を取る必要があるのではないかと御指摘をいただいております。

今後の施策の方向性については、農業以外の事業にも取り組む農業者や事業体など、多様な形で農業に関わる経済主体が地域資源を活用して農業以外の分野も含めて事業展開をすることで、所得確保手段の多様化を図るべきだということで、そのために従来の6次産業化を農山漁村発イノベーションに発展させて推進していく必要があるのではないかと。そういう取組を支援するために農業上の土地利用との調和を図りつつ、農山漁村発イノベーション施設の設置に係る農地転用等の手続の迅速化の措置を検討すべきではないかという提言をいただく予定であります。

7 ページをお願いいたします。いよいよ本日の本題に入ります。いただいております農泊等の施設の整備の場合の対応でございますけれども、(1)としまして、基本的な考え方ということでございます。まず基本的な認識として、農泊を含む農山漁村発イノベーション施設の設置の促進というのは、地域資源を活用して農村における所得と雇用機会の確保に資することが期待される良い取組だと考えております。この場合、施設整備によって周辺のうちの営農条件に支障が生じないようにする等の農業上の土地利用との調和を図りながら進めることが重要ではないかと。このため、行政による計画認定等、適切な土地利用調整が担保される仕組みのもとで、農山漁村発イノベーション施設を整備する場合に、農用地区域からの除外や農地転用に係る手続について迅速化のための特例を設けたらどうかという方向で検討しております。

具体的な検討の方向性としましては、市町村が定める農山漁村の活性化を図るべき区域

において、市町村の認定を受けた計画に従って農山漁村発イノベーション施設を整備する場合に農振除外の手続を迅速化するとともに、農地転用許可を取得しなくてもいいような方向で検討をしております。

8 ページをお願いします。今、言葉で申し上げましたけれども、どう変わるのかというのをもう少しフローチャートでお示ししたいと思います。

これは三つ線が引いてありますけれども、一番上は通常の農用地区域からの除外、農振除外のケースでございます。まず除外をしてほしい方がいて、市町村に申出をします。市町村のほうでこれを除外していいかどうか、除外要件に適合しているかどうかという確認を行います。よければ、その後農振整備計画の変更をするわけですが、計画変更案の作成を行う。その後、公告縦覧、異議申立の手続をするように法律でなっていますので、そういう手続を経て、さらに県知事に協議を行って、知事の同意をもらう。その上で、それが整いましたら、住民意見の処理結果を公告することと、併せて最後に計画決定の公告を行うという手続になっております。これは、要するに時間がかかるということでございます。

事務局提出資料の2 ページになりますけれども、昨年12月のワーキンググループの際の資料を本日も事務局から出していただいています。黄色い吹き出しが付いていますけれども、松山市の例が8 か月とありますが、これはさすがに長いほうではないかなと思いますけれども、通常は4 か月ぐらいかかるということでございます。

他方、農業用施設と扱ってほしいという論点もございましたけれども、そのメリットは何なのかということですが、それも黄色いところに書いてありますけれども、農業用施設であれば除外手続を取らなくても用途変更、つまり、農地から農業用施設用地に用途変更をすることで済むと。それは、要は農振整備計画の軽微変更の手続で行うことが可能になるということでございます。

これはどういうことかと言いますと、農林水産省提出資料の8 ページに戻っていただいて、真ん中の線のところを御覧いただきたいのですが、用途変更をするときは1 haに満たない場合は軽微な変更でできるわけですが、その場合の手続は除外の申出をしていただいて、どこに施設を建てるかという位置の選定の確認をする。これは農振の用地のど真ん中には造れませんので、なるべく端のほうに寄せてもらうような調整を行うわけですが、そういう位置選定の確認を行った上で、計画変更案を市町村が作成して、その後手続がずっとなくて、それで計画決定の公告を行うという手続になります。

昨年末の御指摘を踏まえまして、今回、イノベーション施設の設置手続を農業施設並みに迅速化できないかということを検討してまいりました。それが一番下のフローチャートになりますけれども、一番下にありますように、施設整備改革の認定時にまとめてこの辺の手続を処理してしまうことにして、農振除外手続を農業用施設の場合と同様にスピードアップできるような仕組みはできないのだろうかという方向で現在検討をしております。

続いて、9 ページでございます。昨年末の御提案の中では、農泊施設は農業用施設と扱

ったらどうかといった御指摘もございましたけれども、農業用施設と扱った場合の問題点について若干御説明申し上げたいと思います。

農振法のゾーニングの仕組みは優良農地を農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域に設定、編入する仕組み、言わば農業のためのゾーニングの仕組みとなっております。それで、農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地と四つの用途区分を設けてゾーニングを行っているということでございます。

農業用施設用地でございますけれども、これは農業に直接必要で、農業との関連性が高いものを対象に設定するということになっています。温室や畜舎、あるいは農機具の格納施設、最近では農家レストランまで一定のものは入っているわけですが、農業との関連性が高いものを対象にするということにしております。逆に農業との関連性が薄い、例えば一般の工場や宿泊施設、あるいは住宅のようなものについては、たとえ農業者の役に立つという場合であっても、農業自体との関連性は高くないので、農業施設としては扱っていないというところでございます。

続いて、10ページをお願いします。前回、2月の養鯉池、養魚池のヒアリングの際に、今回事務局資料の7ページにございますけれども、原先生からこれと同様のマトリックスをお示しいただいて、これまでの対応がつぎはぎではないかといった御指摘がございました。ここについて若干御説明をさせていただきたいと思います。

まず転用についてですけれども、そこにありますように、転用は大きく分けて2種類ございます。一つは恒久転用ということで、一旦農地を農地以外のものにして農地には戻さないという転用がございます。これは農地の区分、区分というのは優良度合いでございます。優良度合いに応じて転用できるかできないかを決定して、なるべく優良農地を残して、優良でない農地のほうに転用を集めるように調整を行うものでございます。他方、一時転用でございますけれども、一時転用は転用目的を達成した後にまた元に戻す、農地に戻すということが前提でございます。ということで、優良農地であっても許可ができるということになってございます。

11ページをお願いいたします。さらに、一時転用の対応について補足的に説明を差し上げたいと思いますが、一時転用は、まず原則は3年以内に戻してもらうということでやっております。短期間でやってもらうのが原則なのですが、例外を二つ設けてございます。一つは営農型の太陽光発電設備でございます。これは営農の適切な継続と発電事業終了後のパネルの撤去を前提にしまして、一時転用の期間を通常3年のところ10年に延長いたしまして、通常は更新はダメですということになっているのですが、特別に更新もお認めしているというものでございます。

もう一つが、前回のワーキンググループで御説明申し上げました養殖池、養鯉池でございますけれども、これについても一時転用の期間を10年に延長して更新を認めているという全体的な整理になっているということでございます。

用意した資料は以上でございますが、今回、農村発イノベーションの推進のために、前

回対応が非常にちまちま、つなぎでやっているという御指摘もありましたので、できるだけ包括的に対応できるように制度を考えたいと思っておりますので、一つ御理解のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○八田座長 どうも御丁寧な御説明、ありがとうございました。

今、かなり大きな提案をしてくださったと思います。しかし、農用区域内に設置するのとどこがどう違うのか、どうしてできないのかということをこれから議論される必要があると思います。まず、今回の新しい提案では、宿泊施設に関しては位置選定に関して条件を自治体がかけることができるとおっしゃったけれども、今、農家レストランについては位置選定に関する条件はかかっているのですか。

○庄司課長 農家レストランの場合も位置選定はかかっております。ですから、先ほど申し上げたように、農用地区域の真ん中にはできなくて、縁辺部に寄せていただくように調整を行っております。

○八田座長 分かりました。そうすると、農家レストランの横に造るというようなことは、同じような位置選定の条件でどっちみち変わらないのだと。これをきちんと農用地区域内にしてもそこに関しては同じ条件だよということですね。

それでは、御質問をお受けしたいと思います。

本間先生、どうぞ。

○本間委員 本間です。

今の御説明で私が受けた印象では、二つの検討会の結論を待って農山漁村発イノベーション施設として農泊を認めていくという方向で検討されていると聞こえたのですが、まずはそれでよろしいでしょうか。

○八田座長 庄司課長、お願いします。

○庄司課長 検討会の結論を待ってということかということですが、そのとおりでございます。今、検討会は中間取りまとめということで中間的なところまでいきましたので、今後夏以降また引き続き検討していきまして、かつ、具体的な制度設計なども詰めてまいりまして、元々この問題、お約束は令和3年度中にということになっていますので、それに間に合うように最終的なまとめをしていくような格好を考えております。

○本間委員 令和3年度中に結論を得るということはそういうことなのですが、しかし、なるべく迅速に実行に移すという意味では、これは農山漁村発イノベーションの中には含まれるにしても、やはり切り出して、個人的には農家レストランと一体化して議論すべき課題だと思っています。

したがって、全国展開に向けた総合的な議論の結論を待つのではなく、やはり農家レストランと同様の形で農泊を認めていって、まずは特区でこれを実験的に実施する。言わばその成果と言いますか、その結果をさらに検討会、イノベーションの推進のほうにフィードバックするというような方向もあるのではないかと思います。

したがいまして、これは農山漁村発イノベーションの全体像を待つのではなくて、なぜ切り出して、あるいは実験的に特区という制度の中で行うことができないのか。やはり一刻も早く農業の活性化につながる方策としてこれは有効だと思いますので、その辺りの検討をしていただければと思います。

以上です。

○八田座長 庄司課長、何かお答えはありますか。

○庄司課長 ありがとうございます。

農泊の取組は我々も推奨しておりまして、大事だと思っているのですが、1点だけ、先ほどの9ページのところで御説明差し上げましたけれども、農用地区域、農振農用地のゾーニングについてなのですが、これはあくまでも農業のためのゾーニングということでございまして、宿泊施設になりますと農業とは関連性が薄いものが入ってくる。そういうものが農用地区域に入ってくると、結局ゾーニング制度がどんどんおかしくなってしまうので、宿泊施設を農業施設として扱うのは大変ハードルが高いのではないかなと思っておりまして、他のイノベーションの施設と同様にきちんと除外して迅速にやれるような仕組みを作ることを考えているところでございます。

○本間委員 一言だけ。宿泊施設一般の話ではなくて、先ほど八田座長から確認もありましたように、農家レストランに隣接して、なおかつ農家レストランそのものを活用する形の農泊なわけです。だから、そういう限定条件は付けても構いませんので、是非これは農家レストランと一体化した形で、イノベーションの推進とは別に迅速に検討していただきたいと思っております。

○八田座長 安藤委員、今の点について御発言はございませんか。

○安藤委員 安藤です。よろしくお願いします。

私はそもそも労働問題が専門でして、その観点から、今回のお話はとても興味を持って聞いております。

1点だけ画面共有させていただきますが、農業において人材確保が喫緊の課題だということは農林水産省のほうでも、例えば就農・女性課が昨年出された資料でも、とても強くうたわれている論点であります。これからどんどん人口が減少していく中で、様々な産業間で労働者の奪い合いが深刻になる。例えば介護や医療など、他にも色々人手を必要としている。どうやって人材確保をするのかということがとても大事な論点だと私は思っております。

この観点から、宿泊を伴う農業体験みたいなものは人材確保につながるのではないかと強く感じております。先ほど御説明いただいた資料のうち、9ページで農業用施設の中に農家レストランは入るとのことでした。作った農作物を使って現金収入も入るということですが、これは宿泊を伴えば日帰りではなくて夜も朝も食事をするということになり、より多くの消費を伴うという現金が入るというメリットがあります。加えて、中長期的には人材確保につながるという観点から、ただのレストランだけよりも宿泊施設を伴っていたほうが

より効果が大きいという観点から、農業用施設とはカウントできないかと考えております。

少し調べてみたところ、例えば「農業普及研究」に掲載された論文、または「札幌大学総合論叢」に出ていた論文など、やはり農業体験は短時間だけやるというよりは少しでも長くやったほうが効果的だという研究があり、このような観点から、宿泊を伴ったほうが良いのではないかと。また、就農体験をすると、最初は農業には就けなかったとしても、その後の進路転換に伴い、農業を志す確率が上がる。こんなことも分かっているそうです。

というわけで、人材確保という観点から今回の話を御検討いただければと思っています。

既に農泊の取組は十分進められているように拝見しましたが、農業体験と宿泊を結び付けるようなことを考えると、農地の中にあつたほうがいいのではないかと。建物、宿泊施設の窓から周囲が見えていて、朝から活動している姿であったり、農業の取組を見ることができる。こういう観点から、見学するだけでも効果があるだろうと思いますし、また、農家の方々の視点からすると、所得確保につながるわけです。島根県の資料などを見ますと、人材確保のために様々な取組を行っていて、直売所や農家レストランを設立して直接消費者に販売できる仕組みなどで途切れない収入というものを実現することで人材確保をやっている。

こんな観点が色々説明されたりするので、この農家レストランが大丈夫であったときに、果たしてこの宿泊施設というものが農業から遠いものなのか。それとも、農家の人材確保という観点でもさらに強力な手段となるのであったら、より近いものではないかという気もしますので、御検討いただければと思いました。

以上です。

○八田座長　ありがとうございました。

今の安藤委員の説明は、農泊施設は、単なる6次産業化ではなくて、農業人材自体を増やしていくものだということでした。既に農家レストランで農産物を食べてもらうのだけれども、それは一時的なものであるのに対して、農泊施設では、朝も昼も晩も食べてもらう。しかも体験してもらう。だから、これは農業そのものに貢献するのではないかと、というお話だと思います。庄司課長、その観点から、これはすぐ農用地区域内の設置ということの特区内で御検討いただけないでしょうか。

○庄司課長　きちんと農用地区域から除外していただければ、それはそれで建てることは我々も別に否定したいわけでもございませんし、人材確保の面も含めて推進していったらいいと思うのですけれども、土地利用という観点でしっかりゾーニング、線を引きたいと思っているということでございます。

元々の提案の御趣旨は、事務局資料の2ページにございましたけれども、そもそも除外をしようと思うと非常に時間がかかるのだということで、そこに御説明されていますように、農業用施設になれば早く処理できる。さっき御説明しましたように、簡易な手続でできるのだということでございますので、それを踏まえれば、それに負けないように早くできるような仕組みを仕組んで、きちんと線を引いてやっていただければいい話かなと思います。

ますので、そういう方向で検討したいと考えているところでございます。

○八田座長 大きな改革を考えていらっしゃるということでよく分かるのですが、今日伺った御説明では、さっきの「しごと」、「くらし」、「活力」のところで、「しごと」のところに非常に力を入れられて、農業自身の活力増大にこの宿泊施設が役に立つという観点が抜けていたと思うのです。それをきちんと踏まえると、これは特区でやる価値があるのではないかと思います。

あと、他に委員の方の御発言はありますか。

原委員、よろしくお願いします。

○原座長代理 大変ありがとうございます。

今、本間委員、安藤委員が言われた点は私も全く同意で、線の引き方について、農家レストランと農泊、農家オーベルジュを別の扱いにする理由については相変わらず納得がいかないということなのです。その前提で、一方で、今日お話をいただいた農家発イノベーション、施設についての取扱いについては、今、素晴らしい方向で御検討されているということだと思いました。

その上で質問とコメントになるかもしれませんが、二つあって、一つは農村発イノベーション施設の範囲はどうなるのか。先ほどの資料の4ページに色々な施設らしきものが並べられていて、こういったものが全て広く含まれるのかどうか。そのときに、農家レストラン付き農泊のような施設と、農地にびっちり太陽光パネルを敷き詰めるみたいな話というのは相当レベルの違う話だと思いますが、これは何らかの要件を設定されるのか、あるいは市町村が認定されればよいという仕組みになるのか、その辺りが気になりましたというのが1点目。

それから、二つ目に認定手続はどうなるのか。これは市町村の認定手続を経ないといけないわけですね。そこで結局すごく時間がかかってしまって、やはりこれまでと同じように時間がかからないとできませんということになってしまうと意味がないのだと思います。なので、これはまだこれからの検討ということなのかもしれませんが、どの程度簡易な手続で市町村の認定がなされるようになるのか、もしお考えがあれば教えていただけませんか。

○八田座長 それでは、庄司課長、お願いいたします。

○庄司課長 原委員から2点コメントをいただきました。

まず1点目、対象施設の範囲ですけれども、これはなるべく広く取りたいとは思っていますが、これから検討していくことになろうかと思います。農山漁村の活性化にどう役立つのかとか、そういう検討をした上で対象施設は決めていく必要があると思いますので、これからの制度設計の中で考えていくような話かなと思っています。

なお、太陽光パネルの話がございましたけれども、これはまさに原委員にも御指導いただきながら、再エネタスクフォースで御議論させていただいて、農林水産省としましては3月末に一定の方向性を出させていただきましたので、太陽光なり再エネの関係はその方

向でやっていきたいと考えているところでございます。

2点目の認定手続についてでございますけれども、これはまさに原委員がおっしゃっており、認定のところですごく時間がかかってしまっただけは何にもなりませんので、そうならないように、要するに、農振除外あるいは転用の手続、地元の住民の意見聴取といった手続があるわけですが、こういうものを今の仕組みでは一個一個順番にやっていかないといけないということになるわけですが、それを同時にやれるような仕組みですとか、あるいは今いくつか申し上げたものも、市町村とか県とか担当部局が分かれるわけでございます、バラバラやっていると非常に時間がかかるということです、それをいかにワンストップでやれるようにするかといった、早く進むような制度設計もきちんと考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○八田座長 他にございませんでしょうか。八代先生も安念先生もよろしいですか。

それでは、非常に大きな改革を進めておられるということがよく分かりました。ただ、今、原委員、本間先生なども御指摘になったように、これはすぐ認めて、自治体の様々な手続をさらに省いて、そここのところの確実性を増すということを特区内では御検討いただきたいと思いますので、事務局とも検討を続けていただきたいと思います。

それから、安藤委員が指摘された視点も、ある意味では農林水産省の応援になるのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

○庄司課長 ありがとうございました。

いただきました御指摘は検討したいと思いますが、重ねていくつも制度があつては運用上支障がありますので、除外が迅速にできるということであれば、それがあれば十分だと思いますので、きちんと検討してまいりたいと考えております。

○八田座長 今の点について、本当にこれで全部が解決するのかどうかということも含めてちゃんと検討させていただきたいと思います。

これをもちまして、今日のワーキンググループは閉会いたしたいと思います。

どうもありがとうございました。